

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年10月10日

栗東市監査委員 井之口 秀行

栗東市監査委員 寺田 範雄

財政援助団体等監査結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の対象および監査期日

1 財政援助団体

コミュニティセンター葉山 平成29年5月24日

コミュニティセンター葉山東 平成29年5月24日

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝、コミュニティセンター治田、
コミュニティセンター治田東、コミュニティセンター治田西、
コミュニティセンター大宝、コミュニティセンター大宝東、
コミュニティセンター大宝西

平成29年5月1日～平成29年5月24日

2 出資団体監査

社会福祉法人 恩師財団 済生会滋賀県病院 平成29年8月3日

第3 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 上田 忠博 ・ 寺田 範雄

第4 監査の概要

1 監査対象範囲

平成28年度における市から補助している資金に係る出納その他の事務の執行について

2 監査の方法

市が財政援助（補助金等交付）を行っている関係団体の中から選定し、その団体に財政援助等をしている主管課に対して監査関係資料等の提出を求め、事前調査を行い、当該団体関係者から説明により、栗東市監査基準に基づき実施した。

第5 監査の結果

監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行は概ね適正に処理されていた。

1 財政援助団体

(コミュニティセンターに対する意見)

○事務処理について、自治振興課の指導の下、今後も適正処理に精励されたい。

(主管課に対する意見)

○各コミュニティセンターにおける軽微な修繕については、市内の複数業者から見積徴収を行い、競争原理に基づき選定するよう努められたい。また、修繕内容を把握するためにも、修繕前と修繕後の写真を添付するなど検討されたい。

2 出資団体監査

(社会福祉法人 恩賜財団 済生会滋賀県病院に対する意見)

○監査の範囲内において、出資金・財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

今後も地域医療の基幹として責務の重要性を認識し、保健・医療・福祉の向上に取り組まれたい。

(主管課に対する意見)

○監査の範囲内において、補助金等に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

財政援助団体として、目的に沿った健全運営ができるよう、一層の支援に努められたい。

公の施設の指定管理監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 栗東シルバーワークプラザ

指定管理者 公益社団法人 栗東市シルバー人材センター
所 管 部 署 環境経済部 経済振興労政課

第3 監査の期間

平成29年7月21日から平成29年8月10日まで

第4 監査にあたった監査委員

井之口 秀行 ・ 寺田 範雄

第5 監査の方法

公の施設の平成28年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査にあたっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係書帳簿および証拠書類との照合等により行った事前監査結果も踏まえ、監査対象団体に
出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
 - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
 - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会

計区分は明確になっているか。

- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
 - ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
 - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。
- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
 - ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。
 - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
 - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
 - ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
 - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
 - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
 - エ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 指定管理の概要

1 栗東シルバーワークプラザ

- (1) 指定管理者名称
公益社団法人 栗東市シルバー人材センター
- (2) 指定の意義
シルバーワークプラザの管理に関し、民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、地域福祉の一層の増進を図る。
- (3) 業務の範囲
施設の運営に関する業務

- ア 施設の使用の許可に関する業務
- イ 施設の維持管理に関する業務
- ウ 高齢者の就業機会の提供に関する業務
- エ 高齢者の就業に関する相談及び情報の収集に関する業務
- オ 高齢者に対する軽易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施に関する業務
- カ 臨時的・短期的な就職を希望する高齢者に対する無料職業紹介に関する業務
- キ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

(4) 指定管理期間

平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日

(5) 指定管理費

平成28年度 1,500,000円

(6) 決算額

平成28年度 1,500,000円

(7) 施設の概要

ア 名称 栗東シルバーワークプラザ

イ 所在地 栗東市小野452番地1

ウ 設置時期 平成5年4月

エ 施設概要

① 敷地面積 1,652㎡

② 建物概要

構造 鉄骨造2階建(事務所棟) 鉄骨平屋建(作業棟、多目的ハウス)

延床面積 404.00㎡(事務所棟) 120.00㎡(作業棟)

23.83㎡(多目的ハウス) 76.30㎡(その他)

施設内容 事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業等 木工室・軽作業室・倉庫・自転車置場・

多目的ハウスなど

第8 監査の結果

平成28年度における指定管理に係わる財務その他の事務の執行について監査した結果、当該指定管理者の施設の管理状況等については、概ね適正に行われていると認められた。

しかし、次のとおり検討を要する事項が見受けられたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 栗東シルバーワークプラザ

(1) 指定管理者

高齢化社会が進展する中、今後も引き続き労働意欲のある高齢者に就業のあっせんや就業機会の提供に努められ、また公益社団法人としての地域社会における責務を認識し、活動に取り組まれない。

(2) 所管部署

施設の老朽化に伴い、施設・設備の経年に伴う改修や更新の必要があることから、施設の長寿命化における改修計画を策定されたい。

以 上